

船引・要田地区小学校統合準備委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、田村市立船引小学校及び要田小学校の円滑な統合に向けた諸課題を協議・検討するため、船引・要田地区小学校統合準備委員会(以下「統合準備委員会」という。)を設置し、統合準備委員会の運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 統合準備委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 統合準備に関すること。
- (2) 通学対策に関すること。
- (3) P T Aの統合及び運営に関すること。
- (4) 閉校に関すること。
- (5) その他、統合に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 統合準備委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 代表区長
- (2) 小学校P T A正副会長
- (3) 幼稚園保護者会長
- (4) 保育園保護者会長
- (5) 小学校同窓会長
- (6) 学校運営協議会正副会長
- (7) 小学校P T A前会長
- (8) その他、委員会が必要と認めた者

2 委員会に地元市議をオブザーバーとして、学校長をアドバイザーとして置き、必要に応じて助言を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、当初の目的が達成されるまでとする。

(役員)

第5条 統合準備委員会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代理する。

(会議)

第7条 統合準備委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(学校委員会及び部会)

第8条 統合準備委員会内に各学校委員会を置き、統合準備委員会が指定した事項を審議する。

- 2 学校委員会内に必要な部会を置き、学校委員会が指定した事項を審議する。
- 3 学校委員会及び部会には、必要な役員を置く。

(合同委員会)

第9条 前条第1項において、合同で審議する必要がある事項、学校委員会間で調整を要する事項等を審議する場合には、各学校委員会の合同による会議（以下「合同委員会」という。）を開催するものとする。

- 2 合同委員会の委員は、各学校委員会の委員長、副委員長2人及び学校長で構成する。

(事務局)

第10条 統合準備委員会の事務局は、教育総務課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和4年6月21日から施行する。